

第 10 回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和 2 年 4 月 7 日

大臣発言

(緊急事態宣言の発出)

- 本日 17 時 30 分からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態宣言が発出されました。期間は本日から 5 月 6 日までの 1 ヶ月間、対象区域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県です。また、この決定に伴い、「基本的対処方針」が改訂され、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。
- 今後、緊急事態宣言のもと、特措法に基づく各施策を実施し、感染収束に向け、力を尽くしていくことが必要です。他方、状況は日々変化しています。各局においては、基本的対処方針を踏まえ、感染発生状況をはじめ国民生活や経済活動の動向等、最新の情勢を丁寧に把握し、必要な対応を行うようにしてください。
- 公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、特措法に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められます。
- 国土交通省として、国民生活や経済活動等を維持すべく、今後の動向を丁寧に把握しつつ、関係地方公共団体や関係事業者と連携して、必要な輸送機能を確保するため、省を挙げて取り組んでまいります。

- 関係各局においては、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、それぞれの業務計画に基づき、業務の継続に向けた体制の確認、感染対策の実施等、緊急事態においても、旅客及び貨物の運送を確保するため、必要な措置を講ずるよう要請してください。その際、特に、緊急物資輸送については、要請が行われた際に速やかに対応するよう、関係省庁とも連携し、体制の確認に万全を期してください。
- また、公共交通や物流については、現場の運転従事者等の感染防止が何よりも重要です。このため、これまでも、関係業界団体等に対し、
 - ・ マスクの着用、うがい・手洗い及び検温の励行、
 - ・ 休みやすい環境の整備などを繰り返し要請してきているところですが、まずは、これらの対策の一層の徹底を図ってください。
- さらに、利用者の感染防止策として、
 - ・ 駅・車内等での放送を通じたテレワーク・時差出勤の働きかけや、
 - ・ 鉄道やバス車両における換気の励行、
 - ・ 車内や駅構内における放送やポスター等を通じた咳エチケットの周知等の取組を進めてきたところですが、今回の緊急事態宣言及び基本的対処方針を踏まえ、これまでの取組の更なる推進を指示します。
- 今回の基本的対処方針において、事業継続が求められる事業者として、運送事業に加え、下水道、ホテル、自動車整備、河川や道路等の公物管理、公共工事等の事業も例示されており、これら事業についても、業務継続のための体制確認や感染症対策の一層の推進を行うよう要請してください。

- なお、鉄道減便についての報道が一部にありますが、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会経済機能への影響を最小限にとどめる方針であり、国土交通省としても、国民生活や経済活動等を支える重要なインフラである鉄道について、現時点では減便の要請などを行うことは考えておりません。

（緊急経済対策）

- 次に、本日閣議決定された緊急経済対策についてです。この対策の全体の規模としては、財政支出 39.5 兆円、事業規模 108.2 兆円ですが、国土交通省としては、大変厳しい状況にある業界の皆様から現場のニーズや各地域の実情を丁寧に伺い、最大限こうした声を対策に盛り込むべく取り組んで参りました。
- 具体的には、まず、雇用の維持と事業の継続に向け、観光、運輸業等を含めた業種横断的な支援策として、
 - ・雇用調整助成金の助成率の引き上げ
 - ・民間金融機関による無利子・無担保融資の実施
 - ・中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設
 - ・法人税、所得税等の支払い猶予と延滞税の減免、中小企業に対する固定資産税の減免などを盛り込んでおります。
- また、感染症の状況が落ち着き次第、間髪入れずに反転攻勢に打って出るため、
 - ・宿泊・日帰り旅行商品の割引きと地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できるクーポンの発行による 1 兆円を超える規模の観光需要喚起策などを講じて参ります。
- さらに、減便等により深刻な状況にある航空業界に関しては、航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や日本政策投資銀行による危機対応融資等の活用を盛り込んでおります。

- これらのほか、
 - ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
 - ・ インフラ・物流分野等における I C Tを活用した生産性向上の取組
 - ・ 公共投資の早期執行などの施策を講じていくこととしております。
- 国土交通省といたしましては、緊急経済対策を迅速かつ着実に実行することで、来たるべき反転攻勢の時までに事業者の方々が経営を維持し、雇用を確保するとともに、その上で、感染症収束後早期にV字回復を実現できるよう、しっかりと取り組んで参ります。
- 関係各局におかれては、対策に盛り込まれた施策の速やかな実行に向けて、具体的な制度設計を進めるなど対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

（省内の体制確保）

- 最後に、省内の体制確保についてです。これまでも、感染拡大防止のため、テレワークや時差出勤を推進してきたところですが、本日の緊急事態の宣言を受け、まず、対象7都府県においては在宅勤務・休暇取得等により、出勤職員を7割減らすことを目指してください。

さらに、職員ができる限り時間や空間を分けて業務を執行する工夫を行うなど、万が一、省内に感染者が発生した場合でも省の機能が著しく損なわれることのないよう、取り組んでください。

- 私からは以上です。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房危機管理室 白濱

03-5253-8111（内線 57713）

03-5253-8974（直通）